

塩竈市地域防災計画

概要版

令和5年3月

－ 目 次 －

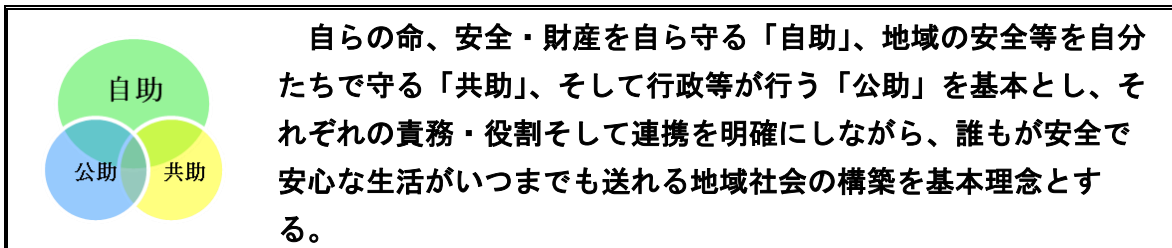
塩竈市地域防災計画基本理念	1
主な改訂点	2
1. 総則	3
1.1. 計画の目的	3
1.2. 計画の構成	3
1.3. 対象とする災害	4
2. 災害予防対策	8
2.1. 災害に強いまちの形成	8
2.2. 地盤にかかる施設等の災害対策	9
2.3. 建築物等の予防対策	10
2.4. 防災知識の普及	11
2.5. 防災訓練の実施	12
2.6. 自主防災組織の育成	13
2.7. 企業等の防災対策の推進	14
2.8. 火災予防対策	14
2.9. 避難対策	15
2.10. 避難受入れ対策	20
2.11. 食料、飲料水及び生活物資の確保	23
2.12. 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	24
2.13. 災害廃棄物対策	25
3. 災害応急対策	27
3.1. 防災活動体制	27
3.2. 救急・救助活動	29
3.3. 医療救護活動	30
3.4. 消火活動	30
3.5. 交通・輸送活動	31
3.6. 避難活動	32
3.7. 応急仮設住宅等の建設	33
3.8. 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	34
3.9. 愛玩動物の収容対策	35
3.10. 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	35
3.11. 防疫・保健衛生活動	36
3.12. 災害廃棄物処理活動	36
3.13. 教育活動	37
3.14. 防災資機材及び労働力の確保	37
4. 災害復旧・復興対策	38
4.1. 災害復旧・復興計画	38
4.2. 生活再建支援	38

塩竈市地域防災計画基本理念

塩竈市における各種災害の災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とします。たとえ被災したとしても**人命が失われないことを最重視**し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えていきます。

大規模災害においては、公助だけでは限界があることから、**自助（市民）と共助（自主防災会、町内会、企業等）、公助（市及び防災関係機関）**を基本とし、相互の連携と活動の明確化を図り、災害を未然に防止する「防災対策」と被害を最小化する「減災対策」に努め、誰もが安全安心に生活が送れる地域社会の構築を目指します。

〈基本理念〉



- (1) 自助 市民一人ひとりが自分の身の安全や生活を守ろうとする活動
- (2) 共助 市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守ろうとする活動
- (3) 公助 国・県・市などの行政が、災害による被害を防止、軽減、又は復旧を促進しようとする活動

主な改訂点

主な改訂点

前回の改訂（平成 26 年 3 月）以降に改正されている各種法令やガイドライン、上位計画の内容を踏まえた改訂を実施するほか、塩竈市における防災に関する課題を地域防災計画へ反映しました。

第五次地震被害想定調査の最終報告が令和 5 年度に公表予定であるため、公表され次第、計画への反映を検討していきます。

各種法令やガイドライン、上位計画の内容を踏まえた改訂	
● 北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用が令和 4 年 12 月 16 日から開始されたため、ガイドラインに基づき対応を図ることとしました。	1.2 計画の構成
● 宮城県の浸水想定の見直しを踏まえ、想定する津波を修正しました。	0 対象とする災害
● 津波避難対策特別強化地域に指定されたことを受け、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係るさらなる防災対策の強化を図ることになりました。	2 災害予防対策
● 災害対策基本法の改正により、避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されました。	2.9 避難対策
● 災害発生の高まりに応じて住民の「とるべき行動」を 5 段階に分けた警戒レベルによる情報提供を実施することになりました。	2.9 避難対策
● 避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化を踏まえ、支援内容に関する記載を見直しました。	2.9 避難対策 2.12 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策
塩竈市における防災に関する課題等を踏まえた改訂	
● 自助・共助の取り組みを強化するため、以下の内容を地域防災計画に反映しました。 ➢ 防災行動計画作成を推進するための研修の開催 ➢ 自主防災組織の取り組み強化（近隣地区による自主防災組織の合同運営、若い世代に対する普及啓発 等） ➢ 家庭における備蓄品の見直し（3 日分→最低 3 日分、推奨一週間分）	0 防災知識の普及 2.6 自主防災組織の育成 2.11 食料、飲料水及び生活物資の確保
● 塩竈市の地域特性を踏まえた最適な避難のあり方についてシミュレーションや実地検証を行い、自動車避難に関するガイドラインの整備に努めることとしました。	2.9 避難対策
● 令和 4 年度女性専門委員会での意見を踏まえ、避難所の運営等、より多様な視点に配慮した内容に見直しました。	2.10 避難受入れ対策

1. 総則

1.1. 計画の目的

塩竈市地域防災計画では、災害による市民の生命、身体および財産への被害を可能な限り軽減することを目的とし、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や、災害発生時の応急対策、さらには復旧・復興期において実施すべき対応などを定めています。

1.2. 計画の構成

塩竈市地域防災計画は、地震、津波、風水害等および原子力災害の4編から構成されています。

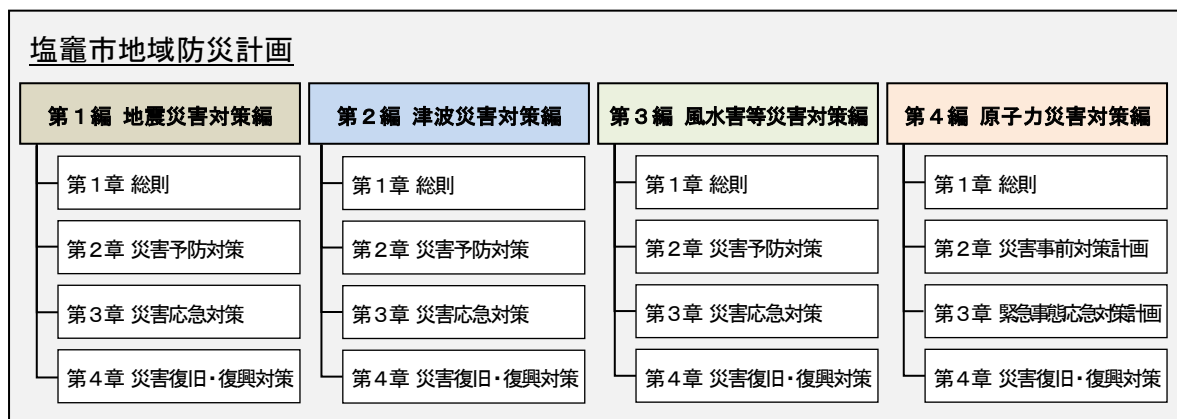


図 1 塩竈市地域防災計画 構成図

□ 計画で定めている事項

- (1) 塩竈市及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- (3) 情報の収集及び伝達、震災に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧・復興に関する計画
- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進に関する計画
- (6) その他塩竈市防災会議が必要と認める事項

※なお、(5)に関する計画の内、令和4年12月16日に運用を開始した「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」に基づき防災対応を図り、今後市の体制を検討していきます。

1.3. 対象とする災害

(1) 地震

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定します。

- 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動
 - ◇ 東北地方太平洋沖地震
- 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動
 - ◇ 宮城県沖地震(プレート境界型)
 - ◇ プレート内部で生じるスラブ内地震
- 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動
 - ◇ 長町ー利府線断層帯の地震

構造物・施設等は、宮城県沖地震（単独・連動）やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこととします。また、東北地方太平洋沖地震や長町ー利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とします。

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とします。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意します。

(2) 津波

津波対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の津波を想定します。

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
(レベル2：東北地方太平洋沖地震津波、北海道襟裳岬から東の千島海溝沿いを波源とする津波、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いを波源とする津波)

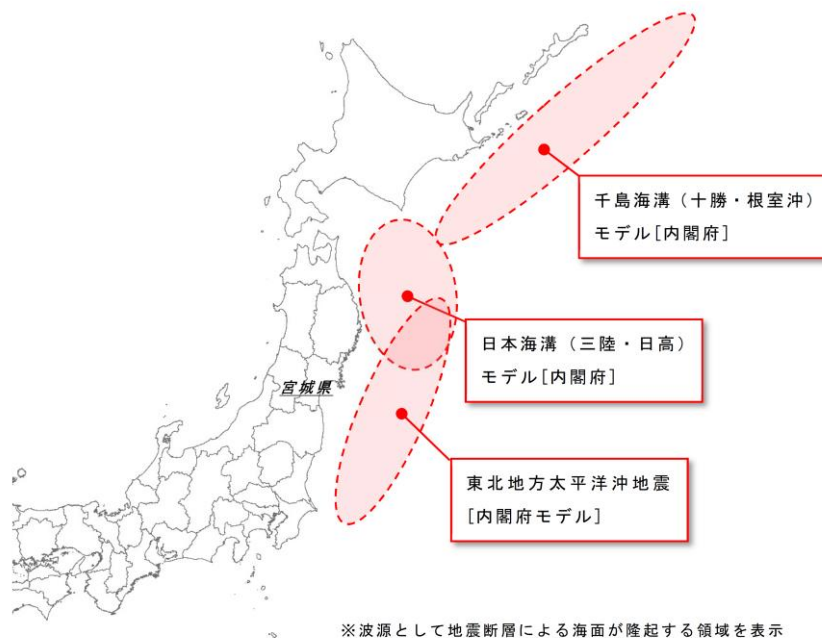
あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段をつくした総合的な津波対策を確立します。

2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波
(レベル1：宮城県沖地震(連動型)、昭和三陸地震津波)

人命保護に加え住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図ります。

3 津波地震や遠地津波等(明治三陸地震津波、チリ地震津波)

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波等に対し、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」と同様、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図ります。

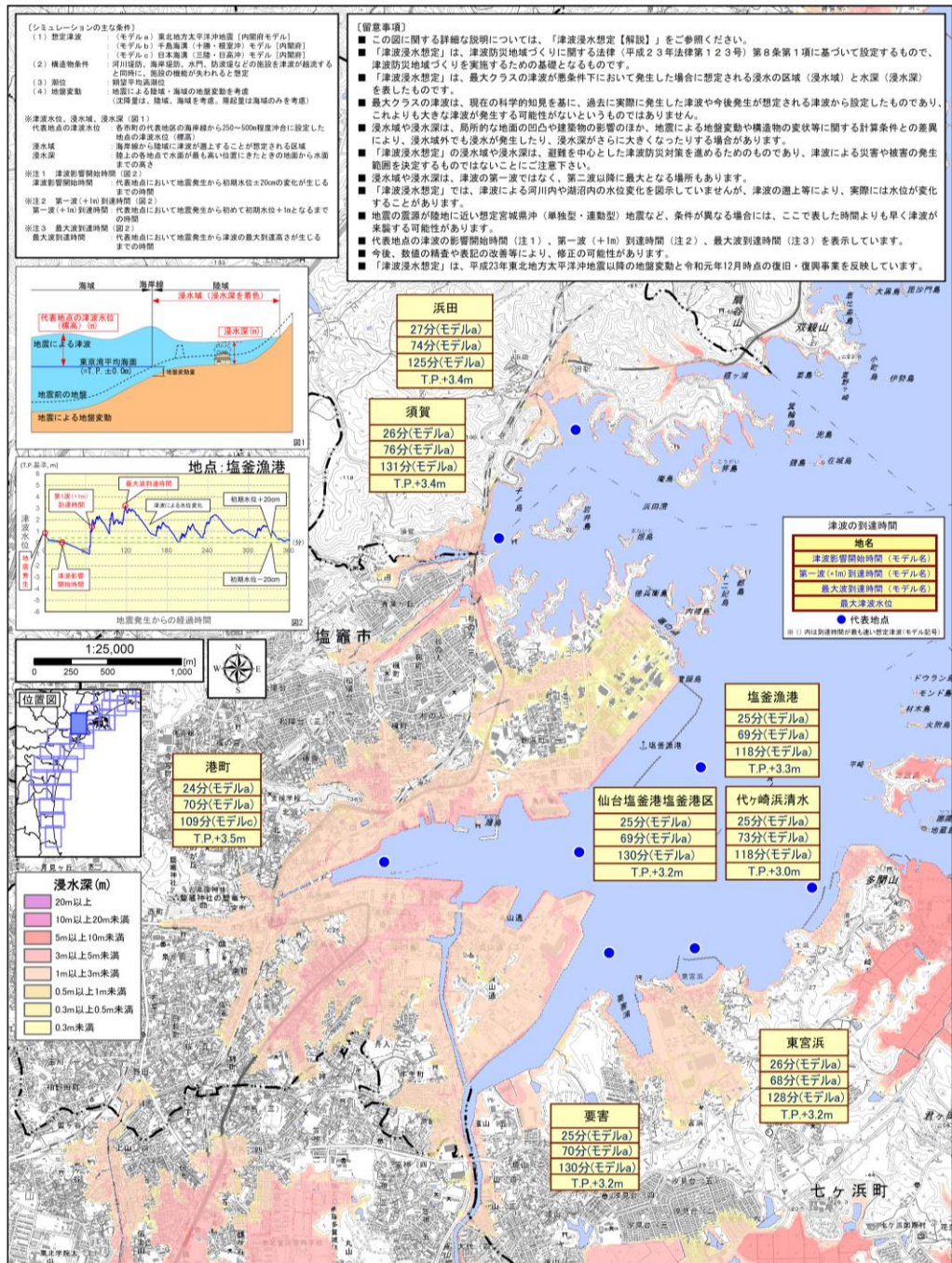


出典：宮城県津波浸水想定【解説】令和4年5月(宮城県)

図2 最大クラスの津波の波源位置図

1. 総則

No. 39 宮城県津波浸水想定図（松島町 利府町 塩竈市 七ヶ浜町）



出典：宮城県津波浸水想定区域図 令和4年5月

図3 津波浸水想定区域図

(3) 風水害等

市の自然条件や社会条件等の地域特性並びに既往災害から明らかとなった被害特性を踏まえ、主に以下の被害を想定します。

災害の種類		想定する被害
台風等による浸水害		集中豪雨や台風等による水害（既往浸水区域）を想定する。
高潮による浸水害		高潮による浸水害（平成 18 年 10 月の既往高潮浸水区域）を想定する。
土砂災害	がけ崩れ	「急傾斜地崩壊危険区域・箇所」及び「山腹崩壊危険地区」を想定する。
	土石流	土石流危険渓流を想定する。
風害（竜巻災害）		発生の頻度が低いが、竜巻災害の特性を考慮した災害対策について留意する
火災		建物密集区域をはじめ、建家や木造住宅の密集地等を危険性のより高い区域として想定する
火山噴火災害		噴火に伴って発生し、市民の生命に危険を及ぼす火山現象（市域に及ぶ噴火降灰の到達等の火山現象）の発生やその拡大に留意する。

2. 災害予防対策

2. 災害予防対策

地震から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、市、県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの災害に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づきハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を実施します。

2.1. 災害に強いまちの形成

社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、防災対策事業を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。

また、津波からの迅速な避難を実現するため、徒歩避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

■ 市民の役割 ■

家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識を習熟し、居住空間内の安全確保対策を実施しましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

町内会等は、土砂災害警戒区域及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくようにしましょう。

事業所等は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識を習熟し、事業所空間内の安全確保対策を実施しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市民や事業所等の居住空間内の安全確保対策を推進するために、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識を普及します。

また、居住空間外の安全確保対策を推進するために、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策を推進します。

2.2. 地盤にかかる施設等の災害対策

地震に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、市全体で協力して土砂災害警戒区域における災害防止策を講じます。

■ 市民の役割 ■

土砂災害警戒区域及び土砂災害の被害を受けるおそれのある箇所を確認し、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力しましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

土砂災害警戒区域及び土砂災害の被害を受けるおそれのある箇所を確認し、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を把握し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、市民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行います。

土砂災害警戒区域等は、宮城県の HP 上（『土砂災害警戒区域等確認マップ』）で、確認することができます。



出典： <https://www.dobokugis2.pref.miyagi.jp/webgis/?z=9&ll=38.889421%2C141.012499&t=gsitile&mp=4&op=70&vlf=4-20220715115915-01ffff>

図 4 宮城県 土砂災害警戒区域等確認マップ

2. 災害予防対策

2.3. 建築物等の予防対策

地震及び火災等による建築物等の損壊及び焼失を防止又は軽減するため、「都市計画法」「建築基準法」等に基づき、建築物等の耐震化等に必要な事業を推進します。

■ 市民の役割 ■

自宅等の自らが所有している建築物の耐震化等に努めましょう。

また、道路沿いに住んでいる方は、ブロック塀の点検や補強等を行い、転倒防止策に努めましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

事業所等の自らが所有している建築物の耐震化に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図りましょう。

また、道路沿いに事業所等が立地している場合、ブロック塀の点検や補強等を行い、転倒防止策に努めましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

一般住宅等の耐震性の強化を図るため「塩竈市耐震改修促進計画」に基づき、一般市民等に対し、防災知識の普及・啓発を行います。また、助成事業の実施と拡充に努め、建築物の所有者自らが、耐震化等に努めるように指導します。

2.4. 防災知識の普及

災害時における混乱や被害を極力防止するため、職員に対する平常時からの防災知識の普及を図っていきます。また、市民に対しても、自然災害によるリスクや災害時に取るべき行動を普及・啓発し、自主防災意識の向上を図っていきます。なお、指定避難所及び避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、市民等に対し周知を図ります。

■ 市民の役割 ■

自発的に防災活動や防災ボランティア活動へ積極的に参加し、災害に関する正しい知識や過去の災害事例等、防災知識の習得に努めましょう。

「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなど、地域の防災へ貢献しましょう。

また、各家庭において、以下の備えをしておきましょう。

- 「最低3日間、推奨一週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄
- 非常持出品の定期的な点検
- ハザードマップ等による、災害リスク、避難行動の確認
- 家族の防災行動計画の作成

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織や防災関係機関と連携して、様々な方法で、防災知識の普及・啓発を進めていきます。

- 総合防災訓練の開催
- 防災ガイドブックの作成・配布
- ハザードマップの整備
- 防災行動計画の作成支援や研修の開催
- 避難場所や避難路等の情報掲示 等

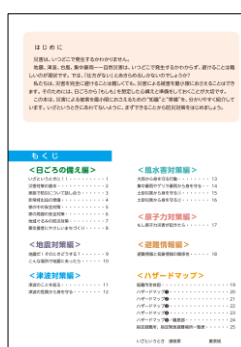


図 5 防災ガイドブック (R5.3 改訂予定) 図 6 津波避誘導看板 (旧浦戸第二小学校)

2. 災害予防対策

2.5. 防災訓練の実施

「地域で助け合う共助」の体制を構築することを目的として、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)に合わせ、6月第2日曜日に防災訓練を行います。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図っていきます。

■ 市民の役割 ■

市が開催する総合防災訓練や津波防災訓練に参加し、防災知識・行動の習熟に努めましょう。

また、訓練への参加を通じて、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、地域で避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう協力しましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

市が開催する総合防災訓練や津波防災訓練に参加し、防災知識・行動の習熟に努めましょう。

また、自施設における避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

より高度かつ実践的な防災訓練を実施するために、訓練の目的を具体的に設定します。また、訓練内容、被害の想定を明らかにし、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについても具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫します。津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行っていきます。



実施日時：令和4年6月12日 実施場所：市内全域（指定避難所20か所）

訓練内容：地域における自助や共助の取り組み

新型コロナウイルス感染症対策を想定した避難所の開設訓練 等

図7 令和4年度 総合防災訓練の様子

2.6. 自主防災組織の育成

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に留めるためには、地域、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠です。そのため、市民が地域防災の担い手となる環境を整えます。さらに、市民及び事業所による自主防災組織の育成・強化や消防団との連携を通じて、地域コミュニティにおける防災体制を充実させていきます。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

自主防災組織は、市の支援を受けながら、平常時から地域の防災力の向上に向けて、以下の活動を行いましょ。

- ▶ 防災訓練等への参加（総合防災訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練 等）
- ▶ 危険箇所等における防災点検
- ▶ 防災資機材の整備・点検
- ▶ 避難行動要支援者の情報把握・共有および個別避難計画の作成への協力
- ▶ 防災マップの作成

自主防災組織・事業所は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めましょ。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

自主防災組織の組織化を推進するために、自主防災組織の運営や活動に関するマニュアル等を作成・周知していきましょ。また、近隣地区による自主防災組織の合同運営や若い世代に対する自主防災組織の必要性等を普及・啓発し、自主防災組織活動の活性化を図りましょ。

また、自主防災組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催するとともに、コミュニティ助成事業を活用し、自主防災組織の活動を支援していきましょ。

塩竈市の自主防災組織団体数（令和5年3月末現在）

東部地区：29 団体、西部地区：42 団体
 南部地区：38 団体、北部地区：52 団体
 浦戸地区：5 団体

2. 災害予防対策

2.7. 企業等の防災対策の推進

企業等は、災害発生時には組織自らが被害を受ける恐れがあるため、各企業における防災知識の普及や防災対策を実施することが重要です。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用しましょう。

災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用に努めましょう。

帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄する等、帰宅困難者対策を図りましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

企業に対し、地域の防災訓練等へ積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行います。

また、企業等における防災対策等の進展に合わせた、事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等のニーズに対応します。

2.8. 火災予防対策

地震に伴う火災による人的・物的被害の軽減を図るため、出火防止はもとより、火災の延焼防止のために必要な事業の実施及び施設の整備等を行います。

■ 市民の役割 ■

防災教育や防災訓練等を通して、初期消火対応や停電火災対策等の習熟に努めましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

防災教育や防災訓練等を通して、初期消火対応や停電火災対策等の習熟に努めましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進します。

地域社会における消防防災の中核となる消防団の育成・強化を実施するため、以下の取り組みを行います。

- 消防団への参加・協力等の環境づくり
- 消防団員数の確保に向けた市民・企業等への働きかけ
- 出火防止措置の対策を踏まえた防災訓練の実施

2.9. 避難対策

大規模災害時には、避難者が多数発生するおそれがあります。そのため、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備を行います。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、徒歩による避難を原則とします。

■ 市民の役割 ■

自らが避難する指定避難所等について、地域の防災マップを活用し、日頃から確認しましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

迅速かつ安全に避難を実施するため、地域の防災マップを作成しましょう。

また、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮し、個別避難計画の作成や避難支援等の実施者の確保に協力しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、大規模な災害から市民が一時的に避難するため、指定緊急避難場所の確保や避難路、誘導標式等を整備します。

また、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルに対応した避難行動が理解できるよう市民に対し、避難情報の発信に努めます。

要配慮者等については、平常時から、自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、具体的な避難方法をまとめた個別避難計画の策定を進めます。

さらに、外国人や旅行者等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及等の取り組みを進めます。

自動車避難については、塩竈市における最適な避難のあり方についてシミュレーションや実地検証を行い、その結果を踏まえて自動車避難に関するガイドラインの整備に努めます。

2. 災害予防対策

表 1 指定緊急避難場所一覧表 (1/3)

No	施設・場所名	住所	収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡 1-1	2,700 人	校庭
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎 10-1	3,300 人	校庭
3	市立第三小学校	塩竈市花立町 15-1	2,400 人	校庭
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘 2-1	3,000 人	校庭
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入 1-19-1	11,700 人	校庭
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川 2-9-1	2,500 人	校庭
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘 3-1	3,000 人	校庭
8	市立第二中学校	塩竈市楓町 2-10-1	4,800 人	校庭
9	市立第三中学校	多賀城市笠神 2-1-1	1,100 人	校庭
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂 19-1	8,400 人	校庭
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島字馬越 8	900 人	校庭
12	桂島ステイ・ステーション	塩竈市浦戸桂島字台 23	1,400 人	校庭
13	寒風沢ステイ・ステーション	塩竈市浦戸寒風沢字中月 21	1,300 人	校庭
14	宮城県塩釜高等学校 (東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 7-1	3,200 人	校庭
15	塩竈市体育館	塩竈市今宮町 9-1	3,100 人	駐車場
16	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入裏 39-173	2,100 人	駐車場
17	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通 3-4-1	130 人	会議室 (2 階)

表 2 指定緊急避難場所一覧 (2/3)

No	施設・場所名	住所	収容人数	備考
18	稲荷神社境内	塩竈市尾島町 3-12	200 人	
19	塩竈市役所	塩竈市旭町 1-1	400 人	駐車場
20	願成寺境内	塩竈市錦町 3-5	700 人	駐車場
21	東玉川公園	塩竈市石堂 2 番地内	300 人	
22	玉川公園	塩竈市母子沢町 17 番地内	400 人	
23	宮城県塩釜高等学校 (西キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 10-1	7,200 人	校庭
24	大日向児童遊園	塩竈市大日向町 5 番地内	200 人	
25	月見ヶ丘スポーツ広場	塩竈市月見ヶ丘 6 番地内	5,900 人	
26	市営清水沢住宅児童公園	塩竈市清水沢 2-23 番地内	300 人	
27	清水沢公園	塩竈市清水沢 1-37 番地内	5,400 人	
28	宮城県仙台地方振興事務所 水産漁港部	塩竈市新浜町 1-9 番地内	300 人	駐車場
29	松陽台公園	塩竈市松陽台 1-18 番地内	1,900 人	
30	青葉ヶ丘公園	塩竈市青葉ヶ丘 3 番地内	1,600 人	
31	千賀の台公園	塩竈市千賀の台 2-6 番地内	3,900 人	
32	鹽竈神社境内	塩竈市一森山 1 番地内	3,100 人	
33	梅宮神社境内	塩竈市梅の宮 15-35	900 人	

2. 災害予防対策

表 3 指定緊急避難場所一覧 (3/3)

No	施設・場所名	住所	収容人数	備考
34	伊保石公園	塩竈市字伊保石 95-1	1,000 人	
35	神明社境内	塩竈市浦戸野々島字 朴島	40 人	
36	パチンコタイガー塩 釜店	塩竈市港町 1-7-5	680 人	津波避難ビル (立体駐車場 2~4 階)
37	イオンタウン塩釜	塩竈市海岸通 15-100	2,450 人	津波避難ビル (屋上駐車場)
38	マリゲート塩釜	塩竈市港町 1-4-1	830 人	津波避難ビル (2~3 階)
39	塩竈倉庫	塩竈市港町 1-7 番地内	250 人	津波避難ビル (港町一号倉庫 3 階)
40	ホテルグランドパレ ス塩釜	塩竈市尾島町 3-5	671 人	津波避難ビル (宴会場 2~3 階)
41	伊保石公園	塩竈市字伊保石 95-1	1,000 人	
42	神明社境内	塩竈市浦戸野々島字 朴島	40 人	
			計 93,651 人	

表 3 避難情報と警戒レベル

警戒レベル	●発令・発表される状況 ■居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に 促す情報	発令者 発表者
警戒レベル5	●災害発生又は切迫 ■命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ※必ず発令される 情報ではない	市
警戒レベル4	●災害のおそれ高い ■危険な場所から全員避難	避難指示	市
警戒レベル3	●災害のおそれあり ■危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	市
警戒レベル2	●気象状況悪化 ■自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮 注意報	仙台管区 気象台
警戒レベル1	●今後気象状況悪化のおそれ ■災害への心構えを高める	早期注意情報	仙台管区 気象台

2. 災害予防対策

2.10. 避難受入れ対策

大規模な災害時には、避難が長期化するおそれがある。そのため、事前に指定避難所を確保するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みの整備等に努めます。

■ 市民の役割 ■

市民は、市民参加による避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の習熟に努めましょう。

指定緊急避難場所と指定避難所

①指定緊急避難場所

災害から一時的に避難するための場所で、校庭や公園、あるいは津波から逃げるための建物など、市民の安全を確保する場所。

②指定避難所

市が開設する被災者が一定期間滞在するための施設で、学校の体育館や公民館など、避難者の安全と一定の生活環境が確保される施設。

参考：自主運営避難所（集会所等）

指定避難所での避難者受け入れが困難な災害が発生したときに、町内会が開設から運営まで行う自主運営避難所と位置づけ、開設は3日程度で指定避難所を補完する施設。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

自主防災組織等は自主運営避難所を確保し、周知しましょう。

また、自主防災組織レベルで、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄をしましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難受入れ施設を選定し、指定避難所を確保します。

また、要配慮者が介護・医療的ケアを受けることができる福祉避難所を確保します。

避難所における良好な生活環境の継続的な確保に向けて、以下に示す避難所運営に関する事項を事前に検討します。

- ▶ 指定避難所の管理責任者に男女両方を配置できる体制の確立
- ▶ 市民を対象とした避難所運営に関する勉強会等の開催
- ▶ 防災リーダーの育成セミナー等の開催
- ▶ コミュニティスクールを活用した協力員の発掘
- ▶ 男女及び性的マイノリティ（LGBTQ等）のニーズの違い等、多様な視点に配慮した避難所運営体制の構築
- ▶ 指定避難所ごとの女性の視点を取り入れた避難所レイアウト案の作成

2. 災害予防対策

表 4 指定避難所一覧表

No	施設・場所名	住所	収容対象地区	収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡 1-1	学区内地区	300 人	体育館等
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎 10-1	学区内地区	400 人	体育館等
3	市立第三小学校	塩竈市花立町 15-1	学区内地区	400 人	体育館等
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘 2-1	学区内地区	300 人	体育館等
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入 1-19-1	学区内地区	400 人	体育館等
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川 2-9-1	学区内地区	200 人	体育館等
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘 3-1	学区内地区	300 人	体育館等
8	市立第二中学校	塩竈市楓町 2-10-1	学区内地区	400 人	体育館等
9	市立第三中学校	多賀城市笠神 2-1-1	学区内地区	500 人	体育館等
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂 19-1	学区内地区	400 人	体育館等
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島 字馬越 8	野々島	200 人	体育館等
12	桂島ステイ・ ステーション	塩竈市浦戸桂島 字台 23	桂島、石浜	100 人	体育館等
13	寒風沢ステイ・ ステーション	塩竈市浦戸寒風沢 字中月 21	寒風沢	100 人	体育館等
14	塩竈市公民館	塩竈市東玉川町 9-1	南部地区の一部	200 人	
15	宮城県塩釜高等学校 (東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 7-1	泉ヶ岡の一部、 香津町	1,187 人	体育館等
16	塩竈市体育館	塩竈市今宮町 9-1	字伊保石、字長 沢、長沢町、今 宮町、清水沢	549 人	第2競技場 (サブアリーナ)
17	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入裏 39-173	新浜町 2・3 丁 目	40 人	軽運動場
18	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通 3-4-1	貞山通	450 人	2 階会議室
19	一森山道場	塩竈市宮町 7-15	第一中学校学 区内地区	168 人	—
合計				6,594 人	

2.11. 食料、飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要となります。そのため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄、調達及び輸送体制を整備します。

■ 市民の役割 ■

最低3日分、推奨一週間分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄しましょう。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくようにしましょう。特に災害時に手に入りにくい常備薬等の個人により必要な生活用品については注意しましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

町内会や事業所等は、災害発生に備えて、家族や社員、さらには市民を考慮しながら、最低3日分、推奨一週間分の食料、飲料水の備蓄に努めましょう。

また、自主防災組織や町内会は、市と連携して災害時における高齢者や要支援者の給水支援の体制の構築に努めましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

災害発生直後の初期段階に必要な量の物資を各避難所で備蓄します。備蓄品は、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮して選定します。

2. 災害予防対策

2.12. 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

大規模地震災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、市及び関係機関はその対策について整備する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害発生時の高齢者、障がい者等への対応や外国人支援等について、行政と連携した防災体制の整備を行う。

■ 市民の役割 ■

災害に備え平常時に要配慮者自身あるいは家族が、できる範囲で次の取り組みの実施に努めましょう。

- ▶ 避難行動要支援者自ら積極的な登録、個別避難計画策定への参加
- ▶ 避難する場合は、避難済みの目印の決定（避難場所を書いた紙を玄関に貼る、黄色い手ぬぐいを玄関に掲示する など）
- ▶ 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- ▶ 防災訓練や行事に参加する

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

町内会や自主防災組織は、個別避難計画や避難行動要支援者台帳の作成に協力しましょう。個別避難計画等の策定にあたり、地域性や避難行動要支援者の個々の状況に応じた支援が行えるよう、日頃から市民同士のコミュニケーションを深めましょう。

事業所は、雇用している外国人に対し、市と連携し防災訓練を実施しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

ガイドライン等に基づき、要配慮者について常に最新の情報を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備えます。

避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成を推進します。

2.13. 災害廃棄物対策

大規模な災害が発生した後、大量に発生する災害廃棄物や倒壊物・落下物等による障害物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想されます。そのため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図ります。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努めましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

災害廃棄物が市の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備します。

3. 災害応急対策

3.1. 防災活動体制

災害が発生した場合、市域の広い範囲で市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。このため、市及び防災関係機関等は、災害を覚知及び災害のおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要です。

市は、「塩竈市災害対策本部条例」、「塩竈市災害対策本部運営要綱」及び「災害時の職員行動マニュアル」に基づき、災害等が発生又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施し又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行います。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

塩竈市の災害時の配備体制及びその基準は次の通りです。

表 5 各配備体制の基準内容

配備区分	配備基準	配備体制
警戒配備体制	1 市域で震度「4」の地震が観測されたとき 2 宮城県に津波注意報が発表されたとき 3 その他災害の状況により危機管理監が必要と認めたとき	災害対策本部の設置を要しない規模の災害に対処できる体制 ○発令者～危機管理監
第1号非常配備体制	1 市域で震度「5弱」の地震が観測されたとき 2 宮城県に津波警報が発表されたとき 3 その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	局地的な災害に対処でき、災害情報等の収集を主とする活動体制を強化するため必要な体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
第2号非常配備体制	1 市域で震度「5強」以上の地震が観測されたとき 2 宮城県に大津波警報が発表されたとき 3 その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	局地的な災害の拡大に対処できる体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
第3号非常配備体制	1 市の全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	市の全力をもって対処する体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部

3. 災害応急対策

塩竈市の災害対策本部組織は次の通りです。

表 6 塩竈市災害対策本部組織

役割	担当者	
本部長	市長	
副本部長	副市長	
災害対策本部員	教育長 技監 総務部長 市民生活部長 福祉子ども未来部長 産業建設部長 上下水道部長 教育部長 市立病院事務部長 政策調整管理監 公民共創推進専門監 新型コロナウイルス感染症対策専門監 議会事務局長 その他本部長が必要と認めるもの	
災害対策本部 連絡室員	本部連絡室長	危機管理監
	本部連絡室長補佐	危機管理課長
	本部連絡室員	危機管理課員
	本部連絡員	各災対部 1 名 (各災対部長が指名した者)

3.2. 救急・救助活動

大規模地震・津波が発生した場合、家屋の倒壊、流出、落下物及び出火延焼等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、速やかな応急対策を実施します。

■ 市民の役割 ■

在住地区において建物倒壊や火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、町内会等と連携のうえ自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施し、速やかに塩釜消防署等関係機関に連絡しましょう。さらに、現地の警察官及び消防職員の指示を受け、救急・救助活動に積極的に協力しましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

在住地区において建物倒壊や火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、町内会等において協力し自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施し、速やかに塩釜消防署等関係機関に連絡しましょう。さらに、現地の警察官及び消防職員の指示を受け、救急・救助活動に積極的に協力しましょう。

なお、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市に速やかに連絡するようにしましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに塩釜消防署・塩釜警察署の協力を得ながら、速やかに捜索・救出活動を行います。

3. 災害応急対策

3.3. 医療救護活動

災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されます。そのため、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施します。

■ 市民の役割 ■

市が実施する在宅医療患者の安否確認に協力しましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

市が実施する在宅医療患者の安否確認に協力しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

広域災害救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話などにより、医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、市民に広報します。

また、在宅要医療患者の安否確認を行い、状況に応じて避難誘導等を行います。

医療救護体制については、医療救護担当部門を設置し、救急患者等の搬送体制など各体制を整備します。

3.4. 消火活動

災害発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、市はもとより市民、自主防災組織及び事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて出火防止措置や消火活動を行います。

■ 市民の役割 ■

市民は、自らの生命及び財産を守るために出火防止活動及び初期消火活動を行う。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

火災が発生した場合は、自主防災組織は、身の安全を確保できる範囲で初期消火活動や火気遮断の呼びかけ等の活動を行いましょう。

また、事業所の自衛消防隊組織により、初期消火に努めるとともに、速やかに119番に通報しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は各防災関係機関と協力しながらあらゆる方法により市民等に対し出火防止、初期消火及び延焼災害拡大防止措置の徹底について呼びかけます。

3.5. 交通・輸送活動

災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題であります。

緊急輸送活動は、傷病者の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、市及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施します。

■ 市民の役割 ■

大規模地震や津波発生時に、道路確保のため自動車運転者（市民等）は次の措置をとりましょう。

- ▶ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- ▶ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- ▶ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- ▶ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンをきり、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしない。
- ▶ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車する。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

警察、道路管理者及びその他防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合には、必要に応じ、交通の安全確保のため交通規制を実施し、応急対策に必要な人員、物資及び資機材等の輸送の確保並びに交通の混乱防止を図ります。

3. 災害応急対策

3.6. 避難活動

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに警戒体制を整え、市民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難の指示等を行います。

■ 市民の役割 ■

避難指示等が出た場合、特別な場合を除き自動車では避難せず、徒歩を原則として避難しましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

避難をする際は、集団避難を心掛けましょう。また、市が実施する避難誘導に協力しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は地域の市民等に対して速やかに避難を指示します。

避難行動の分類

① 立ち退き避難

災害リスクのある区域の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主避難先に移動すること

② 屋内安全確保

洪水等及び高潮の場合に、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること

③ 緊急安全確保

「立ち退き避難」を行う必要のある居住者等が、避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立ち退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立ち退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動すること

3.7. 応急仮設住宅等の建設

災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられるため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用を図ります。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

入居者等は、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して一時的な居住の場として公営住宅等のあっせんを行います。

また、県等の支援を受けながら、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点(サポートセンター等)を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備します。

3. 災害応急対策

3.8. 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

災害が発生した場合、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となるため、必要な施策を速やかに実施します。

■ 市民の役割 ■

避難所にいる要配慮者を福祉避難所へ搬送する際に、協力しましょう。

また、市等が行う被災状況、避難状況に関する情報収集に協力しましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

町内会、自主防災組織等は、市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が行う在宅の避難行動要支援者の安否確認に協力しましょう。

また、自主防災組織は、関係団体等と連携し、避難状況に関する情報収集に努めましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

発災時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者に対して、避難支援や迅速な安否確認等を行うように努めます。

3.9. 愛玩動物の収容対策

災害に伴い、動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想されます。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施します。

■ 市民の役割 ■

市が、県・獣医師会等関係団体・動物愛護ボランティア等と協力して行う動物の愛護及び環境衛生の維持に協力しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、県・獣医師会等関係団体・動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めます。

なお、被災地で活動する動物愛護団体等と協力して、被災地における愛護活動を行います。

3.10. 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

大規模災害時における市民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料・飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行います。

■ 市民の役割 ■

生活必需品の調達に関しては、災害時における応急対策活動に支障が生じないよう節度ある対応に努めましょう。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

避難所の管理運営委員会や町内会は、指定避難所や在宅避難者等への食料の配付を行います。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

備蓄食料や調達した食料を供給するとともに、被災者及び災害応急対策従事者に対し、迅速かつ的確に食料の確保・供給及び炊き出し等を実施します。

また、市は県と連携し、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体にして、食料・物資の供給など生活支援を行います。

応急給水体制については、水道施設の被害により飲料水を得ることができない市民や医療機関等へ給水を行います。

3. 災害応急対策

3.11. 防疫・保健衛生活動

災害時には、被災地、特に避難所においては生活環境の悪化が、感染症の病原体に対する被災者の抵抗力の低下などの悪条件となるため、感染症流行を未然に防止するために、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施します。

また、被災者の健康状況等に十分配慮し、救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施します。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

町内会は、地域に設置された指定避難所内の防疫・保健衛生活動に協力しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

指定避難所を開設した時は、県の指導を受け感染症等の集団発生を防ぐため、感染症対策の徹底を図ります。

また、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施します。

3.12. 災害廃棄物処理活動

大規模災害時には、建築物の倒壊及び火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想されます。このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図ります。

■ 市民の役割 ■

廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行います。

3.13. 教育活動

災害により通常の教育を行うことができない場合は、教育活動を早期に再開するため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童、生徒等及び幼児の教育対策等に必要な措置を講じます。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

自主防災組織は、学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、市の避難所運営に協力しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

指定避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動等の早期正常化を図るため指定避難所として利用している施設の範囲等について、市及び県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行います。

3.14. 防災資機材及び労働力の確保

発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、保有する防災資機材等の活用や関係団体等から借用するなど、あらゆる手段を用いて必要な資材及び労働力の確保に努めます。

■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

自主防災組織等は、奉仕団を編成し、次の活動を行いましょ。なお、町内会の自主防災組織単独での編成が難しい場合は、地区内の他の組織と連携して協力体制を構築しましょ。

- 避難誘導の補助及び避難場所、避難所の奉仕に関すること。
- 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。
- 救援物資支給の奉仕に関すること。
- 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- その他災害応急措置の応援に関すること。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災資機材等を確保し、効率的な応急復旧を行います。

4. 災害復旧・復興対策

4. 災害復旧・復興対策

4.1. 災害復旧・復興計画

社会経済活動の早期回復に向けて、災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、震災直後の混乱状態を早期に解消するための計画です。

■ 市民の役割 ■

被災地の復旧・復興の基本方向の決定に参加しましょう。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定めます。

4.2. 生活再建支援

国・県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じます。

■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付するために、災害による住宅等の被害程度の認定や罹災証明書交付の体制をあらかじめ確立しておきます。さらに、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努めます。

また、被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努めます。